

資料 1

第10回 平成26年11月10日
村上市市民憲章等審議会

(仮称) 村上市まちづくり基本条例【素案】

条例素案資料 20141110

資料-X

目次

前 文・・ 2

第1条 目的・・ 3

第2条 用語の定義・・ 4

第3条 まちづくりの基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第4条 市民の役割・・ 7

~~第6条 市民団体の役割・・ 8~~

第5条 ~~市~~コミュニティの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

~~第7~~6条 ~~コミュニティ~~地域まちづくり組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

~~第8~~7条 ~~地域まちづくり組織~~市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

~~第9~~8条 ~~地域まちづくり組織~~活動への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

~~第10~~9条 意見の尊重・・ 13

~~第11条 市民参画の推進・・ 14~~

~~第12~~10条 情報の共有・・ 15

~~第13~~11条 人材の育成・・ 16

~~第14~~12条 交流の拡大・・ 17

~~第15~~13条 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

附 則・・ 19

(前文)

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるさととは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていく必要があります。

私たちは、村上市民憲章（平成25年12月18日制定）に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例制定に関し、基本的な考え方を規定しています。

前文は、条例制定の趣旨や目的について記載した文章で、条例本文の前に置かれています。村上市まちづくり基本条例の制定に至る基本的な考えとして、本文と共に条例の一部を構成することとしています。

【解説】

○前文の「私たち」とは、村上市民をいいます。

○「先人」とは、私たちの祖先をはじめ、ここに暮らし生きてきた人々をいいます。

○文章で「ふるさと」や「まち」は「村上市」を指しており、「財産」とは村上市の自然、まち、人、行事、建物、文化、生産物など村上市を構成するものすべてを指しています。

○村上市民憲章（平成25年12月18日制定）は、村上市民共通の理念であり行動の指針です。市民が目指すまちの理想像は、「元気あふれるまち」としています。

※まちづくり…~~建物や道路などによる市街地や地域の形成（ハード面）の社会基盤整備のほか、地域おこしや暮らしやすい地域をつくる活動など、地域活性化に向けた取り組みをはじめ、地域課題の解決や暮らしやすいまちに向けた取り組みなどのこと（ソフト面）をいい、ハードとソフトを組み合わせ~~た市の将来的な方向性や市民の幸福に関し、**住んでいるまちを**より良い方向に進める活動やその取り組み自体を総称して「まちづくり」といいます。

【修正部分】

・文化を加える

「山、川、海、自然あふれる美しいまち村上市は」

→「山、川、海、**美しい自然と文化のまち**村上市は」

(目的)

第1条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に推進実施することで、~~魅力ある地域づくりと活力ある市の発展を図ることを~~目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の制定目的について規定しています。

【解説】

- この条例は、**市民の参画と協働によるまちづくり**が継続して行われるように、**村上市のまちづくり**に関し基本的な決まりを定める条例です。**市民の参画と協働を通して、市民が暮らしやすいまちをつくる**ことが目的です。
- 「~~市の発展~~」とは、~~村上市において経済、交流活動の進展することや、教育、文化、福祉などが向上することをいいます。~~
- 「~~魅力ある地域づくり~~」とは、「~~訪ねてみたい~~」「~~暮らしてみたい~~」「~~まちのために尽くしたい~~」「~~多くの人に知ってもらいたい~~」などと思える地域をつくることです。

【修正部分】

- ・ 条例の目標は、「市民にまちづくりに参画してもらうこと」、「協働してまちづくりをすること」にある。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 ~~市内に在住、通学又は通勤する個人及び市内に事務所等を置く法人や団体をいう。~~
市内に居住している者又は市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的にかかわり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- ~~(5) 市民団体 市民で構成された自主的な団体であって、その活動を通して公益の増進を目的とする団体をいう。~~
- ~~(6) 5) コミュニティ 一定範囲の地域において、その地域の良好な生活環境の維持や向上と住民相互の交流、安心な暮らしと助け合いを目的とした市民により構成された地域社会組織で、町内や集落組織等をいう。~~
- ~~(7) 6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う進める組織であって、村上市まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成23年3月28日条例第2号）に定めるものをいう。~~
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

【趣旨】

本条は、条例の中で特に重要となる用語の定義について規定しています。

【解説】

(1) 「市民」

村上市に居住する方という考え方ではなく、市内の学校に通学する方や市内で働く方も含めて市のまちづくりに関して協力又は参画していただく市民としています。

○市内に通学している方や勤務する方については、学校や会社等において清掃活動、ボランティア活動、地域事業などに参加されている方もいます。このようなことから、まちづくりを行う上では「市民」としています。

(2) 「市」

市の範囲は、市長と市の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を含む）をいいます。

(3)「参画」

まちづくりの事業に参加するだけでなく、事業の立案や企画などにおいて意見を出し合い、積極的に地域活動に参加していくことをいいます。

(4)「協働」

市民、市、**まちづくりを進める団体等**がお互いの役割と存在を尊重し、互いにそれぞれの役割を担いながら、目標達成のために協力し合うことをいいます。

~~(5)「市民団体」~~

~~市民で構成され、村上市に拠点を置き活動する団体で、スポーツ・教育活動、文化・芸術活動、奉仕活動などを通して公益の増進を目的とする団体をいいます。~~

(5)「コミュニティ」

町内会や集落組織などの自治会をいいます。また、複数の自治会で構成された組織もコミュニティとしています。

(6)「地域まちづくり組織」

村上地域まちづくり協議会やあらかわ地区まちづくり協議会など、市に 17 ある地域まちづくり組織をいいます。

(7)「団体等」

コミュニティ、地域まちづくり組織及びスポーツ、文化・芸術活動、奉仕活動などを通して公益の増進を目的としている市民で構成されている団体をいいます。

【修正部分】

- ・「市民」の考え方を個人として整理した。
※事業者や企業（村上に納税する法人など）は市民ではないか？
- ・「市民団体」の項目を削除
※人の感覚により市民団体のイメージに違いが大きい。
※市民団体の役割を指定できるか。
- ・「団体等」として新たに定義を行った。

(まちづくりの基本原則)

第3条 村上市のまちづくりは、次に掲げる基本原則により進めるものとする。

~~(1) 地域の活性化と市民の幸福の実現に向け努力すること。~~

(2) 市民一人ひとりが自主的にまちづくりに参画できること。

(3) まちづくりに関する課題の解決には、協働して取り組むこと。

(4) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

【趣旨】

村上市のまちづくりに携わり、参画するすべてのものが順守しなければならない基本的な規定を定めています。

【解説】

~~(1) まちづくりは、それぞれが住む地域の活性化や市民の幸福の実現を目指して進められるものです。地域の活性化を考えることは市の発展につながります。~~

(1) 市民の**誰もが**自主的にまちづくりに参加できることをいいます。ここでいう「参画できる」とは、いかなる場合でも参画を保証するという性質のものではなく、市民が等しくその機会を得ることができるという意味です。

(2) ~~一人ひとりが役割を持ち、~~知恵や工夫を出し合いながら協力してまちづくりを進めていくことで、地域が抱える問題の解決を目指していくことをいいます。

(3) より良いまちづくりを目指すためには、お互いの**個性を認め合い**※、信頼関係を築くことが必要です。また、対等に意見を交わすためには、自らの発言や行動に対して責任を持つことが求められます。

※「個性を認め合う」とは、個人だけではなく、団体間や地域間の考え方や特徴、独自性などをお互いに認めあうことをいいます。

【修正部分】

- ・基本原則を4→3つとした。
- ・「市民」を整理し、「一人ひとり」という表現を無くしてシンプル化した。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手として、市民の幸せと暮らしやすい地域~~づくりの~~をつくるために自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、市民の役割について規定しています。

【解説】

○市民の役割として、まちづくりの担い手として、自ら進んでまちづくり活動に参画するよう努めるとしています。

【修正部分】

・「まちづくり」と「地域づくり」があるため、言い回しを変更した。

~~＝(市民団体の役割)＝~~

~~第6条 市民団体は、市民の自主活動の意欲を高めるとともに、自ら活動に参画する意識の醸成に努めるものとする。~~

~~＝【趣旨】＝~~

~~まちづくりに関し、市民団体の役割を規定しています。~~

~~＝【解説】＝~~

~~○市民団体とは、スポーツ、文化・芸術活動団体、ボランティア団体などで、市民が自主的に運営するものをいいます。~~

~~○これらの自主活動を行う団体などは、市民が活動に参加していく中で会の運営に関わることや積極的に意見やアイデアを述べていくことを学ぶ場として大変有効なものです。市民団体の活動は、市民の参画意識を高めていくことにつながり、それこそが市民団体の大きな役割といえます。~~

【修正部分】

- ・「市民団体」の役割である意識醸成の部分は、まちづくりに取り組む主体すべてにいえることであり、「市民団体」だけの役割として規定するべきものではない。
- ・人の感覚により、「市民団体」のイメージに違いが大きい。

(コミュニティの役割)

第7-5条 コミュニティは、市民にとって身近で重要な地域まちづくりの場として、~~市民の交流を図りながら、~~地域で暮らす市民の安心づくり安心できる生活環境の維持、向上やコミュニティにおける課題の解決に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、コミュニティの役割を規定しています。

【解説】

○コミュニティは、最も市民に身近なまちづくり活動を行う基本的な組織であり、その活動や事業は市民がまちづくりへ参画する第一歩となる場合が多いといえます。コミュニティが問題とする課題も市民生活に密着したものが多く、住んでいる地域の安心づくりのために、市民が最も参画しやすい地域まちづくりの場として大変重要な役割を担っています。

【修正部分】

- ・難しい表現を避けて、町内や集落の目的を「市民の安心づくり」としました。

(地域まちづくり組織の役割)

第8-6条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、~~市民団体及びコミュニティと連携又は支援を行う~~市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と地域課題の解決に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりに関し、地域まちづくり組織の役割を規定しています。

【解説】

○地域まちづくり組織は、市民やコミュニティと協力し、より広範な地域の課題の解決や地域の元気づくりを行うことで、地域活性化の取り組みを広げる活動をしています。

○地域まちづくり組織では、各地の伝統行事や地域資源を活かした地域活性化に取り組む試みも進められており、町内や集落と協力して事業を行っています。

【修正部分】

・「支援」の部分は、拡大した解釈にとられる場合があるため、削除した。

(市の役割)

第5条 7条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、~~地域の活性化や課題解決に有効な施策を講じるよう努めなければならない。~~

市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。

【趣旨】

まちづくりに関し、市の役割について規定しています。

【解説】

○「体制の整備」とは、市民と協働しやすいよう組織をつくり、施策や事業を計画、実行していく体制を整えることをいいます。

~~○市は、市民がそれぞれの地域でまちづくりに積極的に関わり、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう有効な事業手法や支援策を講じていくことを規定しています。「有効な施策」は、固定されたものではなく、常に有効な方法を研究し、効果的なものを導入していくことが求められます。~~

○まちづくり活動における市民参画の拡大に向け、調査や研究を進めながら有効な市民の参画方法やその推進に効果的な支援の方法を取り入れていくことをいいます。

○市民参画や支援の手法の一例としては、次のようなものがあります。

※すべて村上市が導入しているものではありません。

- ・ 市政提案制度
- ・ パブリックコメント（市民意見公募制度）
- ・ 審議会等の公募委員の募集
- ・ 市政懇談会
- ・ 公聴会
- ・ イベントに関する実行委員会
- ・ 市民アンケート
- ・ ソーシャルネットワークサービスを利用した意見聴取（ツイッターなど）
- ・ 行政出前講座などへの職員の派遣

○今後、IT分野*などの普及や進化により、参画のスタイルや手段も変化していく可能性があります。市民が参画しやすい環境を求めて、時代にマッチする柔軟性と公平性が必要です。

【修正部分】

- ・ 市が地域の活性化や課題解決に有効な施策を講じるのは当たり前であり、それこそが行政の最大の仕事。条例に記載するべきものではない。

(地域まちづくり組織活動への支援)

第9-8条 市は地域まちづくり組織団体等の自主性を尊重するとともに、その活動がまちづくりのために効果的に実施できるよう有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

【趣旨】

コミュニティや地域まちづくり組織が行うまちづくり活動に対する市の支援について規定しています。

【解説】

~~○地域まちづくり組織は、町内や集落などのコミュニティやまちづくりを推進する市民団体などを支援する役割を担っています。そのために、地域まちづくり組織へ市として支援を行うことで、全体のまちづくり活動を支援することにつながります。~~

○市は、~~町内や集落などのコミュニティや~~、地域まちづくり組織が行うまちづくり活動(地域の活性化や交流事業を増進する事業など)に対し、及びまちづくりに取り組んでいる各団体の優れたまちづくり活動に対して支援をすることをいいます。

○「支援」の内容としては、財政的支援や人的支援のほか、助言や事業の共催、後援、広報などが考えられます。しかし、いずれの場合も支援の範囲や規模に限りがあります。なお、「~~村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例(平成23年3月28日条例第2号)~~」の規定に基づき、~~町内や集落への各種補助金や地域まちづくり組織への交付金などは~~、財政的支援の一つであり、行政出前講座などは人的支援の一つといえます。

○「自主性の尊重」とは、財政的な支援などを理由に市がコミュニティや地域まちづくり組織などの自主的な活動や主体性を削ぐことのないようにするという考えによるものです。しかし、補助金など支援の内容によっては、その用途などについて一定の制限があります。「自主性の尊重」とは、すべての制限を受けないことをいうものではありません。

【修正部分】

- ・「団体を支援」するのではなく、「団体が行う活動を支援」することとして整理しました。
- ・地域まちづくり組織のほか、コミュニティや様々な団体のまちづくり活動への支援を想定し、団体等」への支援としました。

(意見の尊重)

第109条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとします。

【趣旨】

まちづくりに協働して取り組む市民や団体などの意見に対し、市の考え方について規定しています。

【解説】

- 積極的にまちづくり活動に参加する市民やコミュニティ、地域まちづくり組織、NPOやスポーツ・文化団体など、市と協働してまちづくりに取り組む団体などの意見には、地域の活性化に関するヒントや市民参画の推進に関するアイデアや経験が込められています。また、専門的な知識を有する団体の助言などもあることでしょう。市ではこうした意見の中でを尊重し、有益な優れたものを市政やまちづくりに反映していくことがとても大切なことと捉えています。
- 「団体」とは、市民で構成された「市民団体」「コミュニティ」「地域まちづくり組織」などをいい、「まちづくり活動に協働して取り組む団体」としてしています。個人の意見は、そうした団体を通して集約され、より強くしつかりした形となっていくものです。決して個人の意見や少数の意見を尊重しないというものではありません。

【修正部分】

- ・意見の尊重する相手として、市民と団体等とした。市民も団体等も「まちづくり活動に協働して取り組む」ことが条件となっている。

~~＝(市民参画の推進)＝~~

~~第11条 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。~~

~~2 まちづくりに取り組む団体は、相互に連携しながらまちづくり活動の活性化を図り、市民のまちづくり活動に関する意識の高揚を図るものとする。~~

【趣旨】

~~まちづくり活動に関し、市民参画の推進と意識の高揚について規定しています。~~

【解説】

~~○まちづくり活動における市民参画の拡大に向け、調査や研究を進めながら有効な市民の参画方法やその推進に効果的な支援の方法を取り入れていくことをいいます。~~

~~○市民参画や支援の手法の一例としては、次のようなものがあります。~~

~~※すべて村上市が導入しているものではありません。~~

~~・市政提案制度~~

~~・パブリックコメント(市民意見公募制度)~~

~~・審議会等の公募委員の募集~~

~~・市政懇談会~~

~~・公聴会~~

~~・イベントに関する実行委員会~~

~~・市民アンケート~~

~~・ソーシャルネットワークサービスを利用した意見聴取(ツイッターなど)~~

~~・行政出前講座などへの職員の派遣~~

~~○今後、IT分野^{*}などの普及や進化により、参画のスタイルや手段も変化していく可能性があります。~~

~~市民が参画しやすい環境を求めて、時代にマッチする柔軟性と公平性が必要です。~~

~~○「まちづくりに取り組む団体」とは、まちづくりに取り組むコミュニティ、市民団体、地域まちづくり組織などをいいます。~~

~~※IT分野…コンピュータを利用した情報処理技術やインターネットを利用した高速通信技術などを活用した分野~~

【修正部分】

・第1項は、第7条(市の役割)に統合

・第2項は、第6条(地域まちづくり組織の役割)、第11条(人材の育成)、13条(関係機関等との連携)などと重なる部分が多いため、削除。そもそも、「連携」しなければ「協働」はない。

(情報の共有)

- 第 1210 条 ~~市民及び市は~~、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、
市民及び団体等との情報の共有と~~や~~相互理解を図るよう努めるものとする。
- 2 ~~市民及び市が~~情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

まちづくりに関する情報の発信と共有について規定しています。

【解説】

- ~~市民や~~市が、まちづくりについての情報を発信することにより、多くの市民にその活動に参加を呼びかけるとともに、まちづくりや地域づくり活動への理解を深めることができます。
- 市民と市の信頼関係を築くうえで、情報を共有し合うことはとても重要です。しかし、その提供や公開にあたっては、個人情報の保護や法人等の利益保護に関し、十分配慮しなければなりません。
- 市の情報の取り扱いについては、「村上市個人情報保護条例（平成20年4月1日条例第21号）」に基づき、個人情報に関する資産及び権利に配慮しなければなりません。

【修正部分】

- ・市が努力することとして整理した。
 - ※「個人情報の保護」と「法人等の利益保護」をどちらも「不利益を受けないようにする」という意味から「個人等の利益保護対策」とした。

(人材の育成)

第 11 条 市民及びコミュニティ、地域まちづくり協議会及び市は、市民が主体的にまちづくりに参加参画できる機会をつくとともに、啓発活動を積極的に推進し行いながら、まちづくり活動を進める人材の確保、~~や~~の担い手づくり及びまちづくりを進める団体等の育成に努めるものとする。

【趣旨】

まちづくりが継続して推進されるために、人材の育成について規定しています。

【解説】

- 人材の育成は、継続的なまちづくりをしていく上でなくてはならない課題です。まちづくりに参画する機会を増やすことは、多くの人材を発見することにつながります。また、事業活動を通じ、担い手を育成していくことも重要です。
- 啓発活動は、広報誌、インターネットなど広報媒体などを通じて参加者の募集や活動の発信をすることのほか、地域の伝統、文化などの情報を広く紹介することも大切です。また、スタッフや参加者の様子などを伝えることによって、まちづくりに参画する市民のやりがいや達成感を高めることにつながります。

【修正部分】

- ・「市民」が「個人」となったことに伴い、「コミュニティ」と「地域まちづくり組織」を加えた。
- ※団体等は必要ないか。

(交流の拡大)

第 12 条 市民及びコミュニティ、地域まちづくり協議会及び市は、まちづくりを効果的に進めるため、地域や団体間における交流の拡大の推進に努めるものとする。

【趣旨】

地域や団体間の交流を拡大させることによるまちづくりの活性化について規定しています。

【解説】

- 地域外の人々から指摘されて地域の宝※に気づくことがあります。また、他の地域の人々の活動の中から先進的なまちづくりの手法を発見することがあります。そうした「気づき」や「発見」は、多くの交流活動の中から生まれ、新たなまちづくり活動の展開につながります。
- 「交流拡大」とは、各地域間や団体間で協力しながら事業を行うこと、まちづくりに関する意見交換をすること、事業の参加者を地域外に広げ、参加を呼びかけることなどにより、交流する範囲や規模を広げていくことをいいます。

※地域の宝…その地域にある固有の自然、風景、町並み、文化、風習、建物、人物など、有形、無形を問わず、珍しいものや他の地域に自慢できるもの、地域にとって宝物のように大切なもの

【修正部分】

- ・「市民」の整理を行なったため、「コミュニティ」と「地域まちづくり組織」を加えた。
- ※団体等は必要ないか。

(関係機関等との連携)

第 ~~15~~13 条 市は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

【趣旨】

市と国、他の自治体、関係機関などとの連携について規定しています。

【解説】

- 市がまちづくりを進めるうえで、国や県をはじめ関係機関や~~まちづくりに取り組む団体~~などと連携して共通した課題を解決していくことをいいます。また、そうすることによりお互いの理解を深めることにもつながります。
- 例えば、隣接する市町村が道路建設に向けて努力したり、その地方で生産される特産物を同一ブランドとして販売したりすることなどは、連携や相互協力のひとつです。~~また、大学や市民等と協力していくことも必要です。~~

【修正部分】

- ・既に「市民と協働する」まちづくりのことを述べているので、市と市民の連携をいうのではなく、「市」他自治体や関係機関と連携を図ることについて記載した。

附 則

この条例は、平成~~一~~年~~一~~月~~一~~日~~一~~から施行する。

【修正部分】

公布の日から施行とした。